

平成22年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成22年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老澤		勝	男	君

欠席議員

	12	番	海老澤		勝	君
--	----	---	-----	--	---	---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第5号

平成22年3月18日(木曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、12番海老澤 勝君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

最初に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

最初に、消防関係、火災警報器の設置のことでございます。

消防庁は、消防法の改正によって、2011年6月までに設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及率について、2009年12月時点での推計結果を発表しました。全国の普及率は52%で、前回2009年3月時点より6.1%ふえたものの、条例で設置が義務づけられた自治体でも、60.8%にとどまる結果でありました。

最近、新聞、テレビなどで火災の報道をよく見かけますが、住宅火災による死者が後を絶ちません。21年1月から9月までの9カ月間の火災の概要は、総出火件数が3万9,694件、総死者数は1,397人で、住宅火災による死者は754人に上ります。このうち65歳以上の高齢者が449人、昨年よりは減少しておりますが、住宅火災による死亡者の60%を占めております。今後のさらなる高齢化の進展に伴って、さらに増加するおそれがあります。また、6割以上が逃げおくれによる被害に遭われております。時間帯では、夜の10時から翌朝6時までの就寝時間帯に多く発生しております。

このような状況に対応するために、消防法及び火災予防条例が改正され、新築住宅については2006年6月1日より、既存住宅については2008年6月1日から、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。住宅用火災警報器により火災を早期に発見し、消火器などで初期消火を行えば、被害を最小限に抑えることができ、安心・安全のまちづくりにも貢献すると考えられます。

以下の点についてお尋ねします。

笠間市の現住戸数と火災警報器の設置戸数、そのパーセントを伺いたい。

2、ここ数年の火災の特徴とその件数、また被害状況の特徴をお伺いしたい。

3、県内の幾つかの市町村では、独居老人等に無償で火災警報器の設置をしておりますが、笠間市はどのように取り組まれておりますか。

4、城里町では全戸7,000世帯に無償で火災警報器を給付いたしました。市としてのお考えはどうでしょうか。

次に、介護の問題でございますが、私たち公明党は、3,000人を超える地方議員が動きまして、昨年11月から12月にかけて介護問題の総点検運動を行ってきました。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んだものであります。

そして、今回、10万件を超える介護現場の貴重な声をもとに、2月24日、12項目の政策提言を新介護公明ビジョンとしてまとめ、国に対して早急な取り組みを要請いたしました。

介護保険制度も、平成12年にスタートしてから10年がたちます。介護サービス基盤の充実とともに制度が広く市民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができます。

総点検では、介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している現状が浮き彫りになりました。施設待機者は、例えば特養老人ホームの場合は42万人を超えております。このうち優先入所が必要な要介護4、要介護5の待機者は、6万人以上に上ります。

こうした待機者が安心して入所できるよう、公明党は2025年までに施設待機者の解消を目指しております。

具体的には、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設のいわゆる介護

3施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなど特定施設やグループホームを3倍にする提言を行いました。

そこでお伺いします。

笠間市の施設待機者の現状、特に要介護4、要介護5の待機者の実態をどのように掌握しておられますか。

2、今後の介護3施設、特定施設やグループホームの整備目標についてお伺いしたい。

それとは別に、病院や施設に入所するのではなく、住みなれた我が家で介護を受け続けたいと希望しておられる高齢者も数多くおります。このため、公明党は、訪問介護サービスを大幅に拡充させ、24時間365日利用できる体制を提言しております。

厚労省の調査によりますと、要介護者と同居している家族のうち、介護側の年齢が既に60歳を超えている割合は58.6%です。また、65歳以上の高齢者が高齢者を介護する老老介護世帯も、介護を行っている全世帯の半数を超えたと言われております。そこで、市における老老介護の実態をどのように把握しておられるか、お伺いします。

また、4番目として、24時間365日サポートするための在宅介護支援の強化のためにも、地域包括支援センターの役割強化が要請されます。その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の現状についてもお伺いしたい。

それで、平成22年度の予算のうちに、新規事業として小規模多機能型居宅介護事業所新設に対する補助とあります。5,250万円設けておりますが、この内容をお伺いしたいと思います。

また、介護事業者に介護保険制度で見直しが必要な点を聞いたところ、60%が事務量の軽減をしてほしいと答えております。要介護認定についてのあり方で意見の多かったのは、認定審査に時間がかかり過ぎるという点で、70%の方が改善を希望すると答えておられます。我が市における保険手続などの煩雑な事務処理の実態、時間がかかり過ぎる要介護認定審査の問題点と対応策についてお伺いしたいと思います。

3番目は、さきに横倉議員が一部ワクチンの話をされましたけれども、私の視点で質問したいと思います。

がん検診の問題ですが、これは公明党が実現させた大きな実績でございます。女性特有のがんの検診で、全額国の補助でやるということが決まりましたから、政権がかわりまして、半分国で負担して半分は地方自治体で持ちなさいということになりましたけれども、予算が半分に削られても483万4,000円が計上されております。これで従前どおり、計画どおりの検診が行われるのかどうか、お伺いしたい。

それから、予防ワクチンの件は、先ほど横倉議員の質問と重複しますけれども、日本はワクチンの後進国と言われております。新薬後進国と言われておりますように、厚労省が新薬に対しては非常に慎重であります。このワクチンは非常に短くできたんですけれども、これも公明党の松あきら議員を先頭にして、再三の交渉で、昨年やっと承認を得たもので

あります。このがん検診と予防ワクチンで、ほぼ100%予防ができると言われておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 消防長杉山 豊君。

〔消防長 杉山 豊君登壇〕

消防長（杉山 豊君） 4番野口議員のご質問にお答えいたします。

まず、住居戸数でございますが、これにつきましては5年ごとの住宅土地統計調査等がございますので、戸数については推計でございますので、世帯数でご説明申し上げます。

笠間市内の住宅用火災警報器の設置状況でございますが、本年3月1日現在の本市の世帯数は2万8,015世帯で、当市で把握している住宅用火災警報器の設置戸数は5,923戸ですので、世帯数に対する割合、普及率は約21%となります。

なお、この設置戸数は、設置者の任意の届け出によるもので、未届け世帯を考慮すれば、実際の普及率はこの数字よりも多くなると考えられます。

次に、ここ数年の火災の特徴、件数及び被害の状況につきましてお答えいたします。

平成20年中の全国における火災の発生状況は、出火件数が5万2,394件で、建物火災が最も多く全体の57.4%、次いでその他の火災が28.6%、車両火災が10.2%、林野火災が3.6%の順となっており、全火災による死者数は1,969人となっております。

ここ数年の特徴としましては、住宅火災による死者数が建物火災による死者数の約9割を占め、当該死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、死亡原因の6割が逃げおくれによるものとなっております。

次に、ひとり暮らしの高齢者宅への住宅用火災警報器の無償給付と、当該高齢者宅等に対する当市の普及への取り組みについてでございますが、まず、当市としましては、住宅用火災警報器の無償給付は現在考えておりません。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者等につきましては、火災の際容易に避難できないことが危惧されますことから、本年1月にひとり暮らしの高齢者全世帯に「住宅防火の手引き」を配布し、出火防止対策とあわせて、住宅用火災警報器の設置の呼びかけを行ったところでございます。

また、本年1月から、毎月各消防署において、各地区の民生委員、女性消防団員の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者宅の防火診断を実施し、火気使用器具などの管理及び取り扱い指導と住宅用火災警報器の設置指導を行っているところであります。

なお、この1月及び2月にひとり暮らしの高齢者宅167世帯の防火診断を実施したわけですが、当該世帯の住宅用火災警報器の普及率は、笠間地区が52.3%、友部地区が33.3%、岩間地区が27.1%で、笠間市全体の普及率を上回るものでございました。

次に、城里町では全戸に無償で火災警報器を給付したが、当市としての取り組みはとのご質問でございますが、市としても、市民の生命、財産を守るため消防力の強化に努めて

おりますが、個人が私生活を営む場である住宅の防火責任というのは、個人が負うべきことも重要であると考えます。

当市の普及への取り組みといたしまして、市報、ホームページなどによる広報、リーフレットの各戸配布、各種集会、イベントなどにおける普及啓発活動のほか、婦人防火クラブ、消防団などの協力団体による普及活動を行ってまいりました。

また、共同住宅及び戸建て貸家等についても、立入検査による設置指導や所有者への文書指導とあわせて、不動産管理会社等の協力依頼を行い、その普及に取り組んでまいりました。

住宅用火災警報器の早期普及は、市民の安全・安心を確保する上で極めて重要な課題でありますので、引き続き関係団体と連携して普及促進を強力に進めてまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 4番野口議員のご質問にお答えします。

6点のご質問をいただいております。

まず、第1点でございますが、本市の特別養護老人ホームの待機者は、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、グループホームなどの介護サービス事業所に既に入所している方を除きますと、平成21年3月末現在の調査結果では、73名でございます。そのうち、要介護4、5の方は20名となっております。

2点目でございますが、本市の第4期介護保険事業計画で、介護3施設のうち介護老人保健施設につきましては、平成22年に40床、23年に20床の増床を計画しておりますが、昨年7月に、平成22年度分の県の施設整備補助金を受けるために20床増床の設置要望を進達しております。また、介護老人保健施設につきましては、23年に10床の増床を計画しております。介護療養型医療施設につきましては、現在計画はございません。

現政権のマニフェストでは、当面、療養病床削減計画を凍結し、必要な病床数を確保するということになっておりますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、有料老人ホームの特定施設やグループホームの整備については、平成23年度までの計画の中で整備予定はございません。

3点目でございますが、本年3月1日現在、市内には高齢者のみの世帯が1,107世帯あり、老老介護世帯がおおよそ183世帯、16.5%でございます。同じ敷地内でも世帯分離をしている世帯がありますので、老老介護世帯になるのか正確ではございませんが、世帯のうち1人か2人以上が要支援、要介護認定を受けている世帯でございます。

4点目でございますが、現在、市内では、小規模多機能型居宅介護事業所が友部地区に1カ所ございます。登録定員は25名で、定員分25名が登録されておまして、友部地区の

方が20名、岩間地区が3名、笠間地区が2名となっております。

小規模多機能型居宅介護サービスの中心となる通いサービスは15名が定員となっており、平均して毎日13名の方が利用してございます。また、宿泊サービス利用定員でございまして、5名でございまして、平均して毎日4名の利用となっております。

小規模多機能型居宅事業所につきましては、第4期介護保険事業計画に基づき、平成23年度までの計画期間内に笠間地区、岩間地区に各1カ所ずつ新設する計画であります。本年度も、実施事業の公募をいたしましたが発行に至りませんでしたので、引き続き平成22年度も実施事業を公募してまいりたいと思っております。5,250万円は、県からの介護基金緊急整備等臨時交付金を利用した事業新設補助金でございまして、1カ所当たり2,625万円を見込んでおります。

最後の6点目でございますが、介護保険の申請手続から結果が出るまで、本市では法に基づき適正に行っております。

なお、より利用者の手続を軽減するため、更新申請については、被保険者番号、住所、氏名や前回の認定結果等をあらかじめ印刷して利用者へ送付するなど、利便性を図ってございます。また、要介護認定につきましては、新規や区分変更申請など緊急性を要する方を優先に認定調査を行っております。

認定調査のもう一つの資料として主治医意見書につきましては、一部回収が遅延する場合もございまして、できるだけ早く主治医に書いていただけるよう各医療機関にお願いしております。

また、認定審査は、介護保険法により申請から30日以内にしなければならないことになっており、通常は法定期限内に認定結果を出しておりますが、中には書類が整わないのでやむを得ず審査会にかけられず、遅くなる場合もあります。

なお、本市の認定審査会は、五つの合議体で2回ずつ、月10回、年間120回程度開催しており、スピーディーな事務処理に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 女性特有のがん検診について、対象者につきましては、昨年度国が示した年齢基準に基づいております。子宮がん対象者は20歳から40歳までの方、5歳刻みということで20歳、25歳、30歳、35歳、40歳で2,289名であります。

また、乳がん検診対象者については、40歳から60歳までの方、5歳刻みで40歳、45歳、50歳、55歳、60歳で2,880名となり、21年度の実績に基づき15%の方が受診すると見込んでおります。

続いて、子宮頸がんのワクチン接種につきましては、昨日横倉議員のご質問にもお答えしたとおりでございます。公費負担については、現段階においては考えておりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

4番（野口 圓君） 火災警報器のことですが、申請だけなのでまだ21%ということですが、これは非常に低い数字になっております。実際はもう少し高いんだろーと思えますけれども、それでも全国平均からも大分遠いと思えます。やっぱり意識づけとか、火災警報器そのものの効能もありますけれども、消火に対する意識、防災に対する意識、それから火災に対する意識づけをするのに非常に役立っている。

先日、城里町へ行ったところ、この警報器をもらって本当によかったという住民の声を聞きました。この近くでも、石岡市、古河市、かすみがうら市などでは、独居老人世帯、住民税非課税世帯に無償で火災警報器の設置を行っております。先進的な取り組みをされている。この普及率を向上させるもう少し具体的な、呼び水になるような施策をとられたらいいかなと思います。

介護の件ですけれども、在宅介護で一番困っていることは、介護する家族、介護する側が、身体的にも、精神的にも、経済的にも負担が重くなって疲れてしまうと。このごろはちょっと報道が少なくなりましたけれども、一時期、やむにやまれず介護している方とともに心中を図ったりする事件が相次ぎました。この介護する家族の方に、何とか手を差し伸べられないかと思えます。家族介護者の休暇とか休息を保障するレスパイトケア事業というものの拡大、また家族のリフレッシュをしてもらうための事業がこれから重要な課題になってくると考えておりますが、これは通告のところになかったんですけれども、何らかの方策を既にとられておりましたら、教えていただきたいと思えます。

がん検診のことですけれども、対象者は若年の小学6年生から中学生ぐらいの女性に限られるわけですけれども、まだ意識づけがされていないという部分もあります。ですから、これから取り組む問題であろうかなとも思いますので、できれば市長にご意見を伺いたいと思えます。

以上です。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員のがん検診の質問についてでございますが、子宮頸がんですか、これについては対象者が小学生、中学生、性行為がある前のワクチン接種が非常に効果があるということが最近報道されています。それに対して、ワクチンを投与するに当たっては、議員おっしゃるようにそれに対する理解、それが非常に重要だということが言われておりますので、市の方としては、今そのワクチンの接種については考えておりませんけれども、そういうがんの実態といいますか、予防といいますか、そういうものの意識づけは、いろいろな場を通じてやっていかなければいけないと考えております。

ただ、女性特有のがん以外についても、がんの検診率の向上というのは、我々行政もP

Rをしながら進めていかなければなりませんけれども、一方で、住民の皆さんもそういう検診に対して、健康の自己予防というんですか、そういう意識もぜひ持ってもらいたいなと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 再度の野口議員の質問にお答えいたします。

前回の議会のおきにもご質問があったかと思うんですが、寝たきり老人等の虐待とか、介護の方の苦勞が多いというような中で、介護する方が休みをとって1日バスで研修したりしている状況があって、ボランティアの方等と一緒にそれらの研修に行き、いろいろな相談をしながら悩み事を聞いたりしている事業は現在も行っております。そういう中で苦勞を話したりしながら1日ゆっくり休んでいただくということで、昨年も56名でしたが、それらに参加していただいて、1日介護を離れてゆっくりさせていただいたというような状況がございます。

そのようなことがありますので、今後も、地域ケアと申しますか、それらも進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

4番（野口 圓君） 結構です。

議長（市村博之君） 野口 圓君の質問を終わります。

次に、8番西山 猛君の発言を許可します。

8番（西山 猛君） 8番西山です。質問に先立ちまして、議長に一言お願いしたいと思っております。議事の進行上、いろいろ議長にも事情があるかと思っておりますが、議事整理権を乱用しないようお願いいたしまして、懐深くお願いしたいと思っております。

それでは、通告いたしております一般質問をさせていただきたいと思っております。

1番目に、合併の目的と支所のあり方及び参与制度の設置についてということで、六つに分けて質問させていただきます。

去る1月20日の全員協議会において報告されました支所のあり方検討委員会の設置についての内容の再確認、そしてその詳細を説明していただきたいと思っております。

次に、合併に伴う総合的機能を有する支所の実務、責務とは何か、具体的にお伺いしたいと思っております。この点は、支所長の答弁をいただくと幸いですと思っております。

三つ目に、笠間支所庁舎に対する認識度、この点につきましては、既に、私振り返ってみますと、平成19年の第1回、3月の定例ですね。これは議会改選後最初の議会だったんですが、そして第3回、これ9月ですね。第4回、12月、かわりましてちょうど1年前、平成21年の第1回定例、関連でこれ4回質問に取り上げているんです。そういう中で、検討委員会設置ということの報告がありましたけれども、その辺も含みおきいたしまして答弁いただければなと思っております。支所機能の縮小によって、今後推察できる地域行政

サービスの低下についてということをお願いしたいと思います。

次に、合理化を推進し、合併そのものを目的化してしまい、ゴールにしてしまうということですね。よって市民が置き去りになってしまう、こういう懸念はないかということをお伺いしたいと思います。

そして、6番目としまして、合併を手段、方法であると再認識した上で、今後における強い笠間市、「強いかさまづくり」について、機構改革を市民主役で断行すべきであると考えております。そのために、区長制度の強化は当然のことでございますね。これを加速させて、その上で地域の実情を速やかにとらえるための参与制度、これを導入してはいかがかかと。市民と行政事務事業の間を埋める「かゆいところに手が届く行政」、これを早急に求めるというか、よみがえらせるという意味でお伺いしたいと思います。

次に、教育行政の機構改革についてということで、同じような質問になってしまいます。なぜかといいますと、このたび、第4回定例会の12月の「市議会だより」が出ております。この中で、教育長の答弁の部分が、再度私が質問せざるを得ないという状況になってしまったため、ご容赦いただきたいなど、このように思っております。

幼稚園、保育所を含む小中学校と教育委員会の具体的関係。

次に、市行政全般における教育行政の位置関係。

次に、教育行政上、教育長の立場と実務及び考え方を伺う。

次に、教育長は県からの天下りである。重ねてその考えを伺う。

次に、教育長は、当市の政治倫理条例について、当事者の一人として条例施行根拠をどう考えているか、お尋ねいたします。

次に、畜産試験場跡地利用と地域ビジョンづくりということでお伺いいたします。

これについては、既に市政報告の中で、この定例会当初に市長から施政方針ということが出ております。さらに、皆さんご存じだと思うんですけども、市長のマニフェスト。この中にも当然触れております。その辺を踏まえまして、答弁をいただければなと思っております。県との調整を図り、跡地利活用による情報発信を促進するためと、施政方針の中にありますが、詳細をお尋ねいたします。

同用地の利活用について、県との調整を図った上で、一部を広場、公園として市民に開放し、市民の憩いと交流の場として、跡地の一部約2.9ヘクタールを暫定利用すると、こう計画をされております。それではまちづくりの全体像はどのようになっているということで、具体的にお伺いします。これは、1割、10%に満たないスペースですね、全体の。たしか38ヘクタールのうちの2.9ということですから、7%ぐらいですか、そのぐらいの利活用ということ。

暫定利用ですから、暫定などと表現しますと四角張った話でありますけれども、その辺のところを市民レベルでお答えいただければなと思っております。

第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 8番西山議員から、合併の目的と支所のあり方及び参与制度の設置、さらには教育行政の一部、そして畜産試験場、幾つかご質問をいただきました。

まず、初めに、支所のあり方検討委員会の設置についての内容の確認と詳細な説明をということでございますが、笠間市では、行財政改革大綱の指針に基づきながら、必要な組織を配置し、柔軟で横断的な、かつ効率的な行政運営に努めてまいりました。

また、支所につきましては、総合的な機能を持つ支所としてスタートし、現在、5課3分室体制で業務を行っているところでございます。

しかしながら、当時の合併協議会の方針として、この組織機構は合併することによる住民サービスの低下をいかに回避するかに配慮したもので、定員管理の適正化に努め、常に見直しを図る必要があり、少なくとも3年以内には検討を加えることが必要であると示されております。

また、合併後4年が経過していることから、支所のあり方検討委員会を設置し、市民の視点で支所のあり方を検討いただくこととしました。

1月20日の議員全員協議会の資料についてご説明いたしますと、支所のあり方検討委員会設置の目的及び必要性についてといたしまして、一つ目は、サービス提供上の課題であります。合併後時間が経過しまして、各支所の利用状況が把握できてきました。このため、本所と支所の業務のバランスをとりながら、市民が真に必要とするサービスは何か、検討をいただくものであります。

二つ目は、行政改革上の見直しです。市の行財政改革大綱では、減少する職員で対応するため、簡素で効率的な組織機構の構築を求めています。その構築に当たり、市民サービスの低下を招かないよう意見をいただくものです。

三つ目は、笠間支所の老朽化でございます。笠間支所は、昭和40年に旧耐震設計により建築されており、早急に対策をしていかなければならない問題でありまして、支所の機能とも密接に関連することから、あわせて検討をいただくものでございます。

また、委員の構成につきましては、ご説明いたしました区長会を初めとする9分野からの委員を選定いたしました。

なお、公募による委員につきましては、5名の公募がございまして、審査の結果、3名の方を選定いたしました。

この支所のあり方検討委員会では、今年8月ぐらいまでに検討結果をまとめていただくこととしておりますので、議会には中間での検討状況や検討結果を報告しまして、議会からの意見を踏まえて方針を定め、そして平成23年度以降の組織機構に反映してまいりたいと考えております。

なお、第1回の委員会を去る3月5日に開催し、検討の第1段階として、支所の現状に

ついて委員の皆様方に説明をしたところでございます。

次に、合併に伴う総合的機能を有する支所の実務、責務ということで、支所長にということでしたが、私の方から答弁させていただきまして、支所長には支所庁舎の認識の点についてご答弁をさせていただきます。

支所における具体的な実務としては、住民異動届や戸籍、印鑑証明、税の証明、それと収納といった窓口サービス、福祉やごみなど日常生活の相談や申請、交通や防犯活動などの支援、行政全般にわたる第一次的な相談や本所への取り次ぎ業務であります。

また、支所の責務といたしましては、地域エリア内の市民サービスと地域振興の拠点として、市民生活に身近な行政サービスの提供を行っていくことであると考えております。

次に、本来あるべき支所機能の縮小によって今後推察できる地域行政サービスの低下についてでございますが、現在、支所のあり方検討委員会において、市民が真に必要とする支所サービスの検討をしたところでございますので、今後、委員会の検討結果や議会からのご意見を踏まえ、支所機能や組織について議論を深めていきたいと考えております。よって、今後の地域行政サービスについて推察することは現時点ではできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、合理化だけを推進し、合併そのものを目的化してしまい、市民、行政サービスが置き去りになってはいないかとのご質問でございますが、合併そのものを目的としているものではなく、行政内部を簡素化、効率化することによりまして新たに生まれた人、物、金などの行財政資源を新たな各種事務事業へ振りかえて実施していることから、市民本意の行政サービスを行っていると考えております。

次に、参与制度の導入についてでございますが、笠間市では、合併後の地域の一体性を早く醸成させるため、合併協議会の中で地域審議会の設置を見送った経過がございます。

また、本市では、市が行う行政事務を円滑に推進するため、笠間市行政区設置規則により行政区を設置しており、区長は、地区における市政と直結した各種の問題を市と住民との間に立って調整し、処理するものとされております。区長の職務には、地区住民の要望、意見等の市への伝達や、地区住民を代表して地区全体の問題に関する市との連絡調整などの事項を有しているということから、市と各地区のつなぎ役として役割を担っていただけるものと考えております。

したがって、現時点では参与制度の導入は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、教育長は県からの天下りであると、重ねてその考えを伺うということですが、教育長は県からの天下りであるとの質問でございますが、まず教育長は、平成18年第1回定例会におきまして、議会の同意を得まして教育委員として任命されたものであります。その後、笠間市教育委員会において、教育委員の互選により教育長に就任したものであり、マスコミ等で言われております天下りではないと考えております。

次に、畜産試験場の関連でございます。まず、県と調整、跡地の利活用による情報発信を促進するための内容でございますが、当該跡地につきましては、所有者である茨城県においても、売却という基本的な方針の中で、これまで利活用についての検討をいただいておりますが、具体化には至っていない状況でございます。

そのため、具体化に向けての動きを促進していくためにも、跡地を暫定的に一般に開放することについて県との協議を進めてまいりました。

今回の暫定利用により、これまで基本的に閉鎖されてきた跡地につきまして、視界や光を遮断している樹木等の整備などを行いながら、一般に開放することで跡地の存在をPRするものであります。また、県において、改めて跡地の利活用方針の策定に向けて市との協議を進めるという考え方が示されたところであり、県の考え方を踏まえながら、さらなる取り組みについての協議を進めてまいりたいと思います。

次に、まちづくりの全体像でございますが、合併時の建設計画、総合計画、都市計画マスタープランなど、跡地の利活用についての位置づけをしておりますが、市街地に近接する大規模な公有地であり、今後のまちづくり、拠点づくりという観点からも、重要な土地であると考えております。これまでのアンケートの調査からは、公園や学校といった公共的な機能を求める声が多い傾向になりますが、経済環境などから、直ちに一つの方策に絞り込みを行い、土地利用を図るといことは難しい状況でございます。周辺環境として、友部病院の改築や跡地へのアクセスの強化となる市道の供用開始などが進んでおりまして、今回の暫定利用をきっかけとしながら、引き続き利活用の具体化に向け県との協議を進め、今後のまちづくり、拠点づくりに資するという観点で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 笠間支所長藤枝 勉君。

〔笠間支所長 藤枝 勉君登壇〕

笠間支所長（藤枝 勉君） 笠間支所庁舎施設に対する認識度についてでございますが、笠間支所の構造は、昭和40年建築で、旧耐震設計による鉄筋コンクリートづくりの建築物床面積3,087平米と、新耐震法に合致する昭和57年に増築された鉄骨づくりの建築物床面積840平方メートルの二つの構造で構成されております。

昭和40年に建築された庁舎は、著しく劣化が進んでおり、衛生、給配水設備やボイラー等の空調設備の改修は緊急を要する状況であるとともに、外壁はひび割れによる剥離が多数見られ、今後、修繕等の維持管理費が年々ふえていくことが懸念されております。また、耐震性に大きな不安を抱えており、早急な対応が必要となっております。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 8番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

私からは、幼稚園、保育所を含む小中学校と教育委員会の具体的関係、市政全般における教育行政の位置関係についてお答え申し上げます。

まず、幼稚園、保育所を含む小中学校と教育委員会の具体的関係でございますが、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、幼稚園を含む公立学校の管理機関という関係に立っております。それぞれの市町村が、自分の判断で管理規則を定めることができることとなっており、本市においても、教育委員会の管理権と学校の自主性を調整するために学校管理規則や原則を定め、公立学校の管理運営に関し、その分担関係を明確にしております。

保育所につきましては管理外となっておりますが、生涯学習面における家庭教育学級を保育所の保護者を対象に開催するなど、連携を図っております。

次に、教育行政の位置関係でございますが、教育委員会では、法に基づき、一般行政から独立した立場で行政の一部である教育行政を担当しておりますが、現在の多岐にわたる教育課題に対応するために、市長部局を初め、関係機関との連携、協力、調整が不可欠となっております。

市長部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化芸術の振興、青少年育成などにおいて、それぞれ担当する部局との連携協力を図っているところでございます。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 私からは、教育行政上の教育長の立場と実務、考え方について、まずお答えいたします。

教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されているもので、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務についてとり行うものであると考えております。その実務は、教育長として教育委員会事務局や例えば学校、生涯学習施設、スポーツ施設等を統括し、所属の職員の指揮監督をして教育行政を執行しております。

次に、当市の政治倫理条例について、当事者の一人として私の考えでございますが、私は笠間市政治倫理条例の当事者でありますので、市民の負託にこたえる者として、この条例の施行目的を尊重し、みずからを厳しく律し、倫理基準を遵守するものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

11時5分に再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時06分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問をお願いします。

8番（西山 猛君） 2回目の質問をいたします。

議長ものっぴきならない事情があるようなので、私も慎重に質問いたしますので、まじめに答えていただきたいなと思っております。

まず、合併の目的と支所のあり方についてという部分ですが、参与制度について、考えておりませんということをして市長公室長が答弁されました。考えていないという以前に、私は、「かゆいところに手が届く」行政はどうしたらいいのかなというのが大前提なんですね。あたかも支所の扱いが決して機能が低下することもなく、住民サービスに寄与できるというふうに答弁されておりますが、支所のあり方検討委員会の設置についてというこの資料、先ほどお話しした部分で、サービス機能の充実が不可欠であるということは、機能を低下させたくないということだと思っておりますね。

次に、行財政改革からの見直しということで、減少する職員で対応できる組織を構築ということ、職員が少なくなっていくよということを言っていますね。それで組織をつくり直すという意味合いだと思っておりますが、少なくともどういうふうにやっていくかということだと思っておりますね。

次に、笠間支所の老朽化、これは支所長から答弁をいただきました。支所の総合的な意味合いとして、地域性、これが多分支所の根本だと思っておりますね。合併したけれども、やはり顔の見えない行政運営では市民に不安を与えてしまうという意味合いから、私は、支所というのは当然総合的機能を持ちながら存在していると、こう思っております。

岩間支所、笠間支所、両支所、現在、総務部の指揮系統のもと、地域総務課長兼支所長ということによろしいですよ。ここの議場の中では笠間支所長、岩間支所長ということでは札が立っておりますが、私はいつも感じるんですが、わざわざ支所に地域性の把握しづらい別な地域からの支所長を任命するというのはいかがなものかなというのは、前から思っているんですよ。そういうことも含めて、支所のあり方というのはもう一回考えなくちゃいけないと思っておりますね。

しかしながら、私は、合併は合理化である、これは一理も二理もあると思います。そういう中で、もしこういうことを検討、議論するのであれば、合併が18年3月19日、あしたですよ、4年前。ということは、4年間一体どうしたんだろうというのが私の考えなんです。

これは教育行政についても意見を述べたことがあります。学区の見直し等も含めて、大体23年度目安というふうな合併後の機構改革、つまり5年間は、18年から19、20、21、22、23年と5年間、この5年間は、足踏みをしながら、合併後の計画とは言いながらも実はほとんど手をつけないのではないかなと、私はそういうふうを感じているところでございます。

そういう中で、いよいよことし4年ということで、市長の改選の時期、さらには来年丸

々5年を迎えるということになりますから、そういう中で、5年前期、合併して前期の計画について、ここで成就できる部分があるのかなと思っております。その中で、支所のあり方も、当然検討する一つの部分だと思えます。そこに市民視点ということで検討委員会が設置されたということになっておりますが、委員構成が13名ですね。一般の方ではないので、行政事務の関係の方、関連する関係ということですから、13名の意見がどのように出るかというのはまた別問題といたしまして、考え方として、この8月ぐらいまでに中身をまとめるということですから、当然来年度からいろいろな考え方に切りかわっていくのかなと。つまり23年度ということですよ。ぴったり5年の話につじつまが合ってくるわけですよ。

そういう中で、私は、合理化を推進すること、これはやむを得ないし、当然だと思えます。その中で参与制度について提案しました。これは実は議会の皆さんにお知らせをいたしまして、提言ということで提案をさせてもらったんですが、一個人の考え方というような部分で、一般質問の中で執行部の考えも含めて聞いてみたらいかがだろうというような意見もありましたので、私はあえてこの一般質問の中に組み入れたんですね。

それは、当然支所のあり方を検討する、つまり支所を縮小していくであろう、職員が少なくなっていくであろう、そういう中で低下する行政サービスをどうしたらいいかということ考えたときに、この参与制度については、各地域から1人ずつ、1市2町から3名、行政事務と区長制度の間に君臨していただければと、こう思っておりました。それは形のある支所がなくなったとする、組織のある形が縮小されたとします。ただ、政治的に地域性の部分は「安心」という部分で残ればいいなと、こう思ったからであります。

しかし、そういう中で、答弁の中では、私が受けた部分では、市長公室長が参与制度は必要ないと、区長制度が十分機能を果たしていると。私は、区長制度の機能が果たしている部分、果たしてない部分あるので、そのバランスをとりたいと。そういう中で、駆け込み寺になれるような参与制度を設置すべきじゃないかというのが、一つの提案でございます。

そういう中で、ここでノーと言われてしまうと、それは当然市長の言葉ですから、1点お伺いします。

前回、各区に、国からいただきました補助金の中で8割負担をして、コミュニティセンター、あるいは公民館等の修繕などに補助金として提供するよということがありましたね。そのときに、全く知らないんだというところもあったんですね。区長制度の機能がすべて果たされているかという、私は疑問に思っています。聞きますと、2年というのを区切りにして回り番だと、こういう地区もあるんですね。かと思うと、300世帯、そういう区もあります。あるいは5世帯ぐらいですかね。一けたの区もあります。そういうところのバランスはどのようにしていくのかなと。単純に区長制、区長制と言っていますけれども、私は、そういうことの改善も含めて、行政が地道に肅々と、合併後の「かゆいところに手

が届く」行政を進めているのであれば、参与制度などという提案はしないんですよ。必ず置き去りにされているところがあるので、こういう方法はないかと私は思っているんです。

市長の答弁が筋なんですけれども、公室長からいただいたその内容について、また公室長に再度質問しますけれども、やはりやりにくいですが、3地域から1人ずつ参与という形で。今、考えていないと言っていましたけれども、私は政治的に質問しているんですけれども、やりにくいですが、執行部あるいは市長の権限、副市長も含めて、参与という立場の人がそこに存在したら、やりにくいですが、これだけ質問しておきます。

次に、教育行政の機構改革についてということで、教育次長から答弁をいただきました。これは本当は教育長からと思っていたんですけれども、教育次長からいただいた答弁の中で、一般行政から独立しているという表現がありました。まさにそのとおりですね。これは前回、繰り返しになりますけれども、一般行政から独立をしているという意味で、一般行政とのつながりが、教育長みずから答弁しましたけれども、親子関係で一般行政とのつながりがあるということはどうなのかと。これが、つまりその後続く政治倫理条例の部分に私は関連すると思っているんですよ。

それで、前回、教育長は、憲法で定められている職業選択の自由であると、こう答弁をいただきました。それはそのとおりですね。職業選択の自由、教育長が教育長になろうが、せがれが、息子さんが一般事務に入ろうが、それは勝手であるということだと思っんですよ。ただ、教育次長が言う機構の中での位置関係、教育委員会と行政の関係、市の関係はどうなんだといったときに、独立していると、こういうふうな表現をしております。

そういう中で、また天下りのことについても、公室長が、教育長の身分について、公室長がどういう意味で答弁したかわかりませんが、答弁をいただきました。天下りではないということ言い切っております。これは前回の一般質問の中でも言い切っております。この「議会だより」の中に入っております。天下りではないということですね。

ここに、私、教育長の経歴ということで、教育長は昭和20年生まれですね。昭和43年小学校の教諭から始まりましてずっと、県の教育庁の義務教育課指導担当課長補佐ということで、その前、茨城県教育庁指導課主任指導主事ということで平成7年からずっと、笠間中学校が最後ですか、平成16年4月中学校長ということで、定年退職が18年3月ということになっております。その後、水戸教育事務所主査ということで教育相談担当と。いずれにしても県ですね。そういうことで、18年6月に退職して教育長に18年6月24日、つまり平成22年、本年6月23日まで任期があるということでもあります。

そういう中で、教育長の年間の給料はおおよそ月給と期末手当合わせまして1,000万円ぐらいですかね。4年間ですから4,000万円、それで退職金約600万円ありますね。これは開かれたものです。だれでも見られるものですが、そういうことで退職金をいただくと。これを天下りではなくて何と言うんですか、わたりですか。その辺のところをもう一度。

教育長、何でもこういうもの出さないとだめなのかな、天下りとは、本当は神事なんで

すけど、教育長に教育しているみたいで大変僭越なんですけども、高級官僚が退職後、勤務官庁と関連が深い民間会社や団体の高い地位につくことですよね。そうすると、これは民間じゃないんだよね、行政だから。地方公共団体ということですけども。つまり同じ教育畑をずっと来て、ここで教育長におさまっていると。それは天下りじゃなくて、類似なのでわたりなんだと、こういうことなんでしょうかね。その辺のところもう一度お尋ねいたします。天下りじゃないということは公室長からも言われましたので、それはそうしましょうよ。変えて、わたりですかと、こういうふうに私質問しますよ。

次に、大事なことなんですけれども、畜産試験場の件、これこそ本当に市長にお尋ねしたいなと思っております。

これは市長のマニフェストで、ここにも公園計画ということで、畜産試験場の跡地の利用を推進しますということで、暫定的な公園を一般に開放することを足がかりにして、県との連携を深めて、いいことだと思いますよね。しかし、私は何のビジョンもないのかなと思って心配しているんですよ。突然わーっと降ってわいたように公園つくりますよといったことが、果たしてこういうふうに位置づけていますけれども、こういう計画の中で、こういうビジョンの中の位置づけとしてこの公園をつくってこうするんだと。そのときに県との関係はこうなっているんだというのが、私は一番わかりやすいことだと思うんですよ。とりあえず暫定利用で畜産試験場跡地を知ってもらおうというPRのために、750万円の予算を使ってそこを暫定利用させよう。ここは畜産試験場跡地なんだということを広く周知してもらおうと、それからもう一度いろいろな考え方をそこに組み入れていくんだと。

私は、正直言いまして何が心配かといいますと、県主導になり得ないかなということが心配なんです。茨城県の考え方の都合で、この後出ますけれども、交番も、友部の駅前交番がこちらに移転するんだという計画がありました。それは予算とか財政難ということであれしていましたがけれども、当然駅前の皆さんからは反対もあるでしょう。そういう中で、どうも県の動きと市の足並みがそろっていない。なおかつ県からある程度押しつけのような、そういうふうなとらえ方を我々はしてしまうんですね。市長がノーと言わなきゃ我々言いますよ、議会として。そういう部分を、私、まちづくりの中に反映していただければ幸いですと思っております。

もし市民の声を聞いてそれを県に上げるなら、私は議会は要らないと思う。むしろ区長制度をフル活用して、市長がよく言う区長制度をフル活用して、そういう中で私は進めた方がいいと思う。いかがでしょうか。県から押しつけられてはいないかと、わかりやすく言えば。苦しんでいる市長を見るのは私も苦しい。だから、こういう質問をするんですが、ビジョンのあるまちづくりをお願いしたい。そういう意味で、市長にお答え願えればなど。どういう意味であの公園の計画になったか。当然、隣には副市長は県から来ていますから、その関係だか何だかわかりませんが、よろしく申し上げます。そこ大事なところで

すから。

それから、地域防犯の拠点施設ということで、同じくマニフェストの中に民間交番をというような考えがあるようですけども、これは総務部長ですかね。ここ近年の交番の数、それと駐在所の数、その推移があると思うんですよ。それをちょっと教えていただきたいなと思っております。防犯上。

それから、防犯ボランティア、これ団体ありますよね。防犯ボランティアの今現在の部分は、市民生活部長にお願いしたいと思います。どんな活動状況で、市がどんなふうな協力をしているか、その点お願いします。

もう一度よろしく申し上げます。わたりですよ、わたり。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の畜産試験場の利活用の件についてお答えをさせていただきたいと思います。

県の方からは、特別押しつけられてはございません。私としては、この畜産試験場の活用というのは、合併前からの課題でございますし、この活用は合併しました新市にとっても大変重要な項目だと認識をしておるところでございます。

合併前に、県では、畜産試験場の利活用の報告書というのをつくっております。これは当然旧友部町も地域の皆さんもかかわったものだとして認識しておりますが、その利活用報告書の中に、暫定利活用における基本方針というものが示されておるわけでございます。その中に、跡地の情報を発信するとか、簡易な整備として恒久性を持たない暫定利用をするということが明記されております。合併してからも、具体的な利活用については方向が出ていない現況の中で、あれだけの敷地を有する土地を遊ばせておくのは、私としては非常にもったいない。また、あの中には、イチヨウ並木を初め、いろいろ自然のものが豊富にあるところがございますので、何らかの形で利活用したいという考えを持っておりました。

一方で、二度ほど、平成11年と平成19年に地域でのアンケート調査を行っておりまして、このアンケート調査の希望として地元住民が一番多いのが、やはり公園への利用ということが示されております。

そういう状況の中で、私としては、先ほど申しました利活用報告書の暫定利用ということ念頭に、住民の希望も多い公園として、広場といいますか、そういうもので活用をしていこうという考え方で、県から押しつけられたというよりも、私どもの方から県にお願いをいたしまして、無償で貸与をしていただいで活用していただくということで決めさせていただいたところがございます。

確かに、畜産試験場全体の面積からすれば10分の1以下の面積でございます。この全体活用については、いろいろ課題もございまして、正直言って、決まっていないのが現況でございます。公室長からもありましたが、県の方では売却したいという意向がございます

し、市の方で全体の利活用の方針を決めるまでには現在至ってございませんが、これからまた検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 私がわたりではないかという西山議員のご質問に対してお答えいたします。

本来であれば私が答えることではないのかもしれませんが、私の考え方をお話し申し上げたいと思っております。

私は、最後にやめてから水戸教育事務所に主査として教育相談をやっていましたが、私はこの職になるときに、事務所からのあっせんも当然ありませんし、私自身も私を使えとかそういうようなことは、当然のことですが、ありません。たまたま私に声がかかりまして、教育長という仕事はこれまでの経験であるとかそういうものが生かされるものではないか、そういうふうに私は判断いたしました。そういうことで私もお引き受けして、議員の皆様のご承認を得て、こちらに今の仕事をさせていただいているわけです。

県内では、やはり専門職というようなことで、44市町村のうちの9割以上、9割5分は教育関係者です。その中には、当然私と同じように県の教育行政に携わった者もあります。全国的に見ますと、やはり全国でも教育関係者からの教育長というのはかなりの数を占めていると思います。それはひとえに、専門的な知識であるとかそういうものを活用することが、教育行政を運営していくためにはいいのではないかという判断があるからではないかと私は思っております。

この職につかせていただきまして、私自身一生懸命仕事を、まだ足りないところもあるかもしれませんが、一生懸命これからもやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 西山議員の再度の質問にお答えいたします。

支所に関連して、参与制度の中で職員としてやりにくいのかというようなご質問でございます。

まず、支所の件でございますが、これまでの西山議員の支所関連の一般質問を確認させていただきました。19年に3回、21年に2回、支所の関連で質問していただいております。これはまさしく地域の拠点といたしますが、そういう部分のいろいろ危惧される中で、支所のあり方はどうなんだということで、今まで質問いただいているところだと認識しております。

そういう中で、参与制度でございますけれども、この参与制度につきましては、地域審議会という名称も関連するかと思うんですけれども、合併時に、この地域審議会を設置す

るかしないかという議論がなされております。そういう中では、地域審議会の目的というのは、合併の懸念や不安を払拭するため、合併後の市町村の施策全体に関しきめ細かな住民の意見を反映できるよう設置というのが、この地域審議会の設置の部分でございます。

参与制度とリンクするとは思いますが、参与制度そのものについても同じだと思っておりますけれども、合併して丸4年が経過する中におきまして、随分垣根は取れてきているんじゃないかなという気がします。そういう中では、早急な一体感を醸成するためにも、冒頭地域審議会を設けなかったという、そういう観点に立って、参与制度はやりにくいの問題じゃなくて、必要ではないのではないかと。なじみつつあるのではないかとという観点から、そういうことで考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） 区長の件についてお答えしたいと思います。

議員言われるように、区におきましては、多い世帯、少ない世帯、一番多い世帯が300幾つかだったと思います。きのう大関議員から質問ありましたけれども、320ですかね。一番少ないのが4世帯というような、そういった状況でございます。

それから、2年で回り番だという、地区によっても違うと思っておりますけれども、地区によってはそういった回り番である地区もあるかと聞いてはおります。

そういう中で、今、確かに議員言われるように4年がたちまして、5年目を迎えたというところでございまして、この辺で、今まで旧友部地区、岩間地区、笠間地区それぞれ区長制度の形が違っておりまして、それを合併して同じ制度にしたということで、それも5年を経過したということでございます。

そういう中では、やはり一つの節目といたしまして、これから区長会の役員さんともどもに協議をいたしまして、区長制度についてさらに強化を図るようなことを議論していく時期に来ているのかなと。そういった形で今後区長会の役員さんにも働きかけまして、そういった方向で整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、先ほどの区の数、大きいのは475あるようです。

次に、地域防災の拠点ということでございます。経過も含めまして説明させていただきたいと思っておりますけれども、近年の道路の交通網の整備、それから大型店舗などの進出によりまして、治安情勢や社会の経済情勢というのは大きく変化いたしております。それに伴いまして、24時間の警戒体制というのが必要な地域がかなり増加をしているわけでございます。

現在、駐在所に勤務している地域警察官におきましては、いろいろな事件、事故の発生に伴いまして管轄外にも出動しなきゃならないという状況ができておりまして、駐在所が不在になるということも間々あるようでございます。

そういうことからいたしまして、茨城県では、有識者7名から……

8番（西山 猛君） 数を聞いているだけだから。

総務部長（小松崎 登君） 数だけでいきますと、平成20年度では駐在所が八つ、交番が二つだったんですね。平成21年度になりまして、このあとちょっと話そうと思ったんですが、笠間地区の稲田と箱田を一緒にしまして、佐白交番というのが笠間に新設された。それから、北川根の駐在所が友部地区交番に統合され、押辺駐在所が岩間地区交番にそれぞれ統合されたということでございます。そういうことによりまして、駐在所が四つ、交番が三つと、そういう状況に現在はなっているというところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 西山議員の質問にお答えいたします。

防犯ボランティアの関係であります。市内におきましては21団体の自警団やスクールサポーターなどの防犯ボランティア団体が結成をされておりまして、地域での犯罪抑止と犯罪の起こりにくいまちづくりに大きく貢献をされているところでございます。

活動の多くは、地域住民の皆さんによる徒歩でのパトロール関係が主でございます。みずからのまちの安全はみずから守るという、自主防犯意識を持って参加して活動されております。

活動していくための支援といたしましては、防犯活動中の市民総合賠償補償保険の適用、それから地域の防犯や事故防止のために巡回する場合、青色パトロール車の公用車貸し出し制度を利用いただきまして、巡回パトロールをお願いをしているところでございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

8番（西山 猛君） 時間もなし、3回目ですね。市長の答弁の中で、市が県に注文つけたというようにとり方でよろしいですね。私の解釈は、全く逆だったということですね。それは私も理解しました。

しかし、その後のビジョンについては、どうもハードルが高いというか、難しいなというふうにとらえたんですが、私はそこが欲しい。県に対して物を言ってくれた、これはありがたいと思います。8万市民の代表として県に物を言って暫定的に、もっと欲を言えば県につくってもらったらもっとよかったんですけど、いずれにしても無償で提供してもらったということですから、これは当然副市長も、お隣にいますけれども、お骨折りもあつたんでしょう。

そういう中で、今後、畜産試験場については、広く大きいビジョンを持って構えていただきたいなと、こう思っております。

そういう中で、防犯の点、一案なんですけど、私のイメージ、地域づくりなんですけど、交番が一つふえていますけど、実際は駐在所なくなると寂しいですね、地域性が非常に薄れて。人員整理なんかは、中では多分そんなにならないと思うんです、今現在は。ただ、機

動力、そういうことを考えますと、地域性と道路、道路網、これは幹線道路なんかも含めて非常に必要だと思うんですよ。

そういうことを考えますと、例えば水戸署も、今、300からの署員がいるらしいですね。北と南と分けなくちゃならない、それは当然南側に県庁舎が来た関係もあって。随分前からそういう懸案事項だったらしいんですよ。

そういう中で、50号に笠間署がありますけれども、むしろお隣のことを失礼ですけども、桜川では真壁署があるんですね。真壁署がもし50号近辺に来た場合に、笠間署が355号線、こういうふうになると石岡と笠間の間が非常に抜けていますよね。そういうことも含めて、私は大きい考え方でやっていくべきなのかなと。その中で、機動力も含めて地域防犯ボランティアに対するいろいろな考え方を行政側から提案していったらいいのかなと、こう思っています。

とにかく小さくすればいいという問題じゃないと思うんですね。何でもそうですけれども、小さくすればいいという問題ではないと思います。これは支所の扱いについても一緒だと思います。

そういう中で、防犯については、日ごろから防犯ボランティアの皆さんが本当にボランティアでやってくれていること、そういうことに対して、市が今以上、より一層理解度を深めているいろいろな協力をしてくれるということが、私は今求められていることかなと思っています。

そういう中で、教育長につきまして最後に、指定管理者になりました日立ライフの件、教育行政の範囲ですね。そこに天下りはありませんか。ありませんか。私はそういうところの認識が教育長はおかしいと思うんですよ。OB会か何かつくってやったらいいですよ。OBがストレートに入るなら、それをまさに天下りと言うんですよ。名前こそ言いませんが、去年定年退職した部長級の人、日立ライフという会社のジャンパー着ていますよ。だったら、指定管理者なんか必要ないじゃないですか。OB会つくって、2年でも3年でも早く定年退職してもらって、よっぽど行政改革になると私は思っています。

市長、最後にその件も含めてお答え願います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 総合公園の指定管理者制度の導入に伴いまして、公募を行った結果として、日立ライフ株式会社が指定管理者として現在お願いをしているところでございまして、その運動公園に、立場はちょっとわかりませんが、市の部長をした者が現在そこで働いているというのは事実でございます。

ただ、先ほどの天下りの定義のような高給な給料をもらってとか、そういうことではないと私は認識をしております。

以上です。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） このことについては、実は就職するということに、私の方に話
はございませんでした。これは定年退職ということで、本人が決めたことだと思います。

ただ、今、市長が答弁いたしましたように、こちらからあっせんしたり、そこにという
ようなことは一切ございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あす19日の本会議は、開始時刻を繰り下げ午後2時から開きますので、時間厳守の上ご
参集ください。

本日はまことに苦勞さまでした。

午前11時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛